

国民民主党の白石洋一です。

私は、国民民主党・無所属クラブを代表して、ただいまご提案のありました「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案」について、関係大臣に質問いたします。

第一に、今般の法案提出について、性格の異なる課題の内容や別の法律を無理やり一緒くたにした「たばね法案」となっていることの問題点を指摘したいと思います。

ひとつめとして、債務者財産の開示制度の実効性の向上、不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策については、一緒に法案にまとめることは妥当としても、子どもの引き渡し・返還という性格の異なる政策課題まで含めることには違和感があります。

ふたつめとして、子どもの引き渡し・返還のところに限ってみても、民事執行法とハーグ条約実施法は別個の法律であり、一本の法律の改正案に含めてしまうことは不自然に思われます。

以上の諸点に鑑み、提出法案の組み立てについては再考して、分離して出し直すなどの検討を行うべきではありませんか。法務大臣の答弁を求めます。

第二に、「債務者財産の開示制度の実効性の向上」についてお尋ねします。

財産開示手続の利用実績は年間1000件程度と低調であるとの指摘や、子どもが健全な環境で育ち、教育も含めて様々な機会を保障されることに資する養育費の履行確保を求める声に応える内容が盛り込まれていることは評価できます。

特に労働債権確保のために、こうした制度を創設することは有用であると考えます。他方で、一般の国民が債権者にも債務者にもなりうる可能性に鑑みれば、制度の運用については、丁寧な対応が求められます。権利実現の保障は当然ですが、プライバシーや個人情報等の債務者保護の視点が軽視されてはいけません。当事者間のバランスをどう図るのか、そうした点での具体策をどうやって講じていくのか。法務大臣から明快な答弁を求めます。

なお、公的機関からの債務者の給与債権にかかわる情報取得に際しては、養育費債権等の要保護性の高い債権に限定すべきとの意見が反映されたことを評価しますが、徒に情報が取得され、悪用されることのないよう歯止め策を講じるべきと考えますが、法務大臣より具体策を明らかにしてください。

また、養育費を確保するためには、強制執行だけではなく、それ以前の対策も必要ではないでしょうか。厚生労働省の調査によれば、2016年において母子家庭で養育費の取り決めをしているのは43%、実際に受け取っているのは24%にすぎません。わが国のひとり親世帯の貧困率は50・8%でOECD諸国でも最悪レベルというそもそもの問題もあります。

養育費の支払いについてはきちんと文書で残しておくなどのルールづくりを進めるとともに、母子家庭などに対する就業、自立支援に対する事業を強化すべきと考えますが、具体的な取り組みについて、法務大臣、そして厚生労働大臣のご所見をうかがいます。

第三に、「不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策」についてお尋ねします。

全国でおよそ1700の暴力団事務所があり、およそ200の暴力団事務所の物件が不動産競売の経歴があったことが判明しています。こうした事態に対応するため、競売で入札を申し込む際は、暴力団組員や元組員でないことの誓約を求め、虚偽だった場合には罰則を設けることなどを盛り込んでいることは、時宜に合った改正と受け止めています。

あわせて、暴力団員等でない者が、暴力団員等の指示に基づき買受の申し出をすることも制限していることも必要な措置と考えます。暴力団員等を排除していくことは当然ですが、暴力団対策法も暴力団排除条例も適用されない「半グレ」といわれる集団による犯罪的行為も看過できません。

実際、タダ当然で落札されるリゾートマンションを「半グレ」が購入して、管理費を払わず、共同施設を使い倒すというトラブルが伝わってきています。落札価格が極端に安い物件については、買受について別途厳格な資格要件を課すなどの方策を講じるべきではありませんか。法務大臣のご所見を求めます。

最後に、「子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化の見直しなど」について尋ねします。

国内の事案に関しては、現行法に明文の規定さえなく、一般の動産と同じ条文が適用されてきたこと自体が大きな問題であり、ようやく民事執行法の改正案がまとまったことは遅きに失したと考えます。

同居中の親が抵抗したら対応はきわめて難しくなるという現状に鑑み、法案では条件を逆転させ、監護者の親が立ち会っていれば強制執行できるようにしました。子どもの迅速な引渡しの視点は重要で

すが、あわせて子の心身への配慮規定が新設されたことも当然と考えます。今一度、法務大臣より今回の法改正は、子の人権・福祉・心情に十分な配慮することが大前提であり、そのための具体的な手続き、方策を明らかにしてください。

同居中の親がいなくても引渡しが可能となるのなら、通学途上や外で遊んでいる子どもについて、公然と人目のある場所で引き渡しを執行すれば、子どもの精神的な打撃は計り知れないものとなるおそれもあります。そうした点に留意して、法案は主として自宅での引き渡しを求め、そして、力づくで連れ出すことを禁じているものと解釈して良いでしょうか。法務大臣より答弁を求めます。

執行手続きに児童心理の専門家が関与できるような措置が必要と考えますが、この法案に盛り込まれていますか。関連予算が来年度予算にも計上されているのでしょうか。あわせて法務大臣より答弁を求めます。

なお、法制審議会での議論の結果、「ハーグ条約実施法に基づく国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し」に関する検討が議論の終盤に追加され、国内法の規律を踏まえた内容が盛り込まれたことは適切だと受け止めています。

昨年5月に公表された米 국무省の年次報告書では日本はハーグ条約の「条約不履行国」に分類されるほど、厳しい国際的批判にさらされてきた経緯があります。国内の子の引渡しの強制執行は年間100件程度であるのに対して、国際的な子の返還の代替執行は年間1,2件程度となっています、今回の改正によって実効性は高まるのでしょうか。アメリカなどから指摘されている汚名を返上することになるのかどうか法務大臣に答弁を求め、私の質問を終わります。